

「文化のためのアジェンダ21」を
地方で実施するためのアドバイス

2006年10月24日、バルセロナにおける
UCLGの「文化についてのワーキング・グループ」の第1回会合にて
採択された文書



Ajuntament de Barcelona
Institut de Cultura



United Cities and Local Governments
Cités et Gouvernements Locaux Unis
Ciudades y Gobiernos Locales Unidos



culture 21

Agenda 21 for culture
Agenda 21 de la culture
Agenda 21 de la cultura



Mitsubishi UFJ Research and Consulting

1. はじめに

2004年5月8日、世界の都市および地方自治体は、公共の文化政策の指針となる、また人類の文化的発展に寄与する文書として「文化のためのアジェンダ21」を承認した。

都市・自治体連合（United Cities and Local Governments: UCLG）は、「文化のためのアジェンダ21」を、文化についての同機関のプログラムの参考資料として採用し、承認後のプロセスのコーディネーター役を担うこととなった。UCLGの「文化についてのワーキング・グループ」は2005年6月9日に北京で設立され、文化をその発展プロセスの核とする、都市、地方自治体およびネットワークが集う場となっている。

「文化のためのアジェンダ21」を正式採用する都市および地方自治体の数は増加し続けている。一般的な採用方法を記した文書は、ウェブサイトのwww.agenda21culture.net およびwww.cities-localgovernments.orgよりダウンロード可能である。「文化のためのアジェンダ21」の採用は、きわめて重要な意味を持つ。「文化のためのアジェンダ21」の採用は、文化を都市政策の中核に据えるという誓いを表明するとともに、全世界の都市および地方自治体の連帯および協力を示すものとなるからである。

諸都市は「文化のためのアジェンダ21」を活用するとともに、地方の発展のために文化が重要な役割を果たすことを国の政府や国際的な機関に対して提唱し、同時に地方の文化政策の強化を図るのである。

2006年、複数の都市の要請に応じ、UCLGの「文化についてのワーキング・グループ」では「文化のためのアジェンダ21」を地方で実施するための指針として活用できる広範な提言を作成した。

2. 持続可能な発展の柱となる文化計画

地方政策の基本原則として、文化と持続可能な発展を関連させて考える傾向が高まりつつある。「文化のためのアジェンダ21」は、公共の文化政策の基本文書であり、文化を発展の支柱に据えるという長期的なビジョンを構築する機会を、あらゆる都市に提供するものである。

地方自治体が「文化のためのアジェンダ21」を採択することは、文化計画の一環である
と見なすことができる。計画とは、関係機関、目的、活動、資源、およびプロジェクトで
予想される成果を相互に関連付けるプロセスであると考えられている。

文化計画は、過去10～15年の間に普及してきたものであり、文化が個人およびコミュニ
ティーにもたらす価値（記憶、創造性、必須知識、多様性、儀礼性など）を基盤とした文
化政策を地方で策定するために利用されてきた。また、雇用や社会的包摂といった、他の
地方政策で文化の意義を強調するために、そしてすべての公共政策で文化について考慮す
るために利用されている。文化計画の重要性を伝える主要な資料がいくつか存在する。た
とえば、国連開発計画（UNDP）は『人間開発報告書2004：この多様な世界で文化の自由
を』¹の中で、あらゆる開発戦略の基本要素としての開かれた文化の実現が目指されるべき
だと強調している。さらに、オーストラリアの研究者、ジョン・ホークス（Jon Hawkes）
は、経済、社会および環境という、これまでによく知られた持続可能性の3本の柱と並立す
るべき、第4の柱として文化を捉えるべきだと主張している。

「文化のためのアジェンダ21」は、文化を発展の支柱に据えるという長期的なビジョン
を構築する機会を、あらゆる都市に提供するものである。「文化のためのアジェンダ21」の
理念、責務および提言を参照し、さらに地方の特性（歴史、人口、規模、政治体制、市民
社会の活力、文化事業の独自性および特徴など）を考慮した場合、それぞれの都市あるい
は地方自治体で以下の項目で採り上げられているような価値を政策立案プロセスに組み込
むことが望まれる。

3. 一般的な考慮事項

以下の項目は、「文化のためのアジェンダ21」を地方で実施するための一般的な概念およ
び考慮事項を示すもので、「文化のためのアジェンダ21」の理念、責務および提言がその基
礎となっている。

- a) 地方自治体の上層部の政治的リーダーシップ。
- b) 文化に関するサービス、地域および（または）担当部門だけでなく、その方法や手段
を含めた地方自治体全体での採択。
- c) 地方自治体が文化プロセスの推進役として機能すること。市民社会を強化し、意見の

¹ 横田洋三・秋月弘子監修、国際協力出版会：発行、古今書院：発売、2004年（UNDP, Human Development Report, 2004: Cultural Liberty in Today's Diverse World, Oxford University Press, 2004）

一致を促し、相互の責任を確立する。

- d) 公共の文化政策の策定、実施および評価への民主的市民参加の奨励・推進。
- e) 情報の透明性、ならびに多様なコミュニケーション経路を通じての市民への情報伝達。
- f) 文化政策・文化経営の調査および推進に専門家を登用し、技術的に厳密かつ明確な論証を行う。
- g) 文化に携わる機関とその他の市民が共存する地域内において、人々、組織の多様な文化的ニーズおよび需要の認識。
- h) 文化的資源には、「典型的な」活動分野（文化遺産、芸術、図書館）とともに、創造的産業、メディアおよびスポーツから生まれた文化的資源が含まれる。
- i) その文化固有の価値への注目を集めるという目的、ならびにそのための行動を通じて、文化に関する分野の間の連結を強化する。
- j) 表現の自由、必須知識、多様性、参画と創造性のための、公的な領域としての文化の向上。この領域は、文化に携わる機関および専門家、そして市民の文化的表現によって育成される。
- k) 都市またはその他の機関の統合的な地方計画プロセス（ローカルアジェンダ21、地域協定、総合地域計画など）を通じての、文化計画のプロセスと戦略計画の連携。
- l) 教育、医療、都市計画および経済などの領域における活動と文化との相互影響を示す目的、ならびにそのための活動を通じて、文化的な視点を都市プロジェクトに取り入れるための分野横断的な適用性。
- m) 主要プロジェクトを発展させるための技術革新、研究所、または具体的な設備を実現するためのプログラムの確立。
- n) 合意された責務を実行・監視する手順の確立。
- o) 文化指標の制度の確立。
- p) 社会における文化の重要性という観点から、文化政策／管理／仲介に関するトレーニングの必要性について考慮する。
- q) 優先事項に準拠し、新しい経済資源を確保するために、地方の文化的プロセスと、地方行政、国家行政および国際行政を関連付けること。
- r) 文化的協力、成功事例の交換、ならびに国内および国際的プログラムにおける文化の重要性の提唱を目的とする、多国間ネットワークおよび団体への都市の参画。

4. 方法・手段

上記の一般的な考慮事項を都市生活に反映させるために、方法および手段を個別に開発する必要がある。それらの手段には、文書、評議会および（または）その他の活動が含まれるだろう。個々の都市や地方自治体のニーズに合わせた、最適の方策が見出されなければならない。以下に、参考例として推奨する四つの方法を紹介する。

4.1. 地方での文化戦略

地方での文化戦略の策定には、都市の文化的優先事項を記した文書についての議論、ならびに係る文書の作成および承認などのプロセスが含まれる。もっとも効果的なプロセスは、その地域の文化に携わるあらゆる機関を、市民や行政と連携させることだろう。通常、このプロセスの一番初めには、都市の文化的資源、ならびにその地域の経済的、社会的傾向の監査および評価が行われる。その後、地方での文化戦略が文書にまとめられ、自治体の総会、または市民が参加する評議会や委員会などの認可機関での議論と承認が行なわれる。この文書は一般的に、綱領、多岐に渡る目的、ならびにいくつかの活動内容説明で構成される。文書内では、地方自治体、文化に携わる機関ならびに市民社会の相互責任について明記される。また通常、地方の文化戦略には、実施のスケジュール、目的・行動ごとのフォローアップと評価指標、ならびに監視方法の手順も含まれる。

4.2. 文化的権利および責任についての憲章

地方における文化的権利についての憲章は、その地域の住民の権利および責任を具体的に定義する文書となる。係る文書は、「文化多様性に関する世界宣言 (Universal Declaration on Cultural Diversity)」、および他の人権や文化に関する国際的に認知されている文書にもとづいたものとなるべきである。地方における文化的権利についての憲章を効果的に策定するためには、その地域の文化に携わる機関、市民、行政、および人権の専門家が積極的に参画することが重要となる。通常、この文書は自治体の議会において承認されるべき対象であり、文書内には、憲章の履行の保証とともに、文化的権利および責任に関して頻繁に複雑化する状況において仲介者の立場となる役職や組織の確立が含まれる。

4.3. 文化評議会

文化評議会とは、都市の文化的な問題に対処する公共の機関である。通常この評議会は、文化に携わる多様な機関や活動分野（文化遺産、芸術、図書館など）、異なる規模（大規模な機関から小規模な活動まで）、さまざまな構造（行政、民間、団体など）、ならびに他の多様な要素を反映したものとなる。この組織においては一般的に、都市のもっとも重要な文化的テーマに関する議論を行い、意見を述べることとなる。これらの組織の権限はさまざま、厳密に諮問機関としての役割だけを果たすものもあれば、最終的な意思決定の権限を持つものもある。

4.4. 文化インパクト評価

地方で実施されるプロジェクトでは、その経済的、社会的および環境的なインパクトについての評価・査定がしばしば行なわれるが、文化的インパクトが分析対象となることはまれである。「文化のためのアジェンダ21」の第25条では、「都市の文化的な生活を大きく変化させる可能性のある」活動について「文化インパクト評価」を実行することが推奨されている。文化インパクト評価とは、市民と文化機関との協議によって作成された文書で、地方の開発プロジェクトが都市の文化的な生活に与える影響（好影響と悪影響の両方）が分析されるものである。どのようなプロジェクトも文化的な生活に影響を与えるものであるとすれば、「文化インパクト評価」は、あらゆる政策およびプログラムの立案に適用されるべきプロセスであると考えることができる。

都市・自治体連合「文化委員会」

<http://www.agenda21culture.net>

<http://www.cities-localgovernments.org>

agenda21cultura@bcn.cat

info@cities-localgovernments.org

都市・自治体連合
(United Cities and Local Governments)

carrer Avinyó, 15
E-08002 Barcelona
Espanya

電話 : +34 93 342 87 50
ファクシミリ : +34 93 342 87 60
info@cities-localgovernments.org

バルセロナ市役所
(Ajuntament de Barcelona)

文化局 (Institut de Cultura)
Palau de la Virreina - la Rambla 99
E-08002 Barcelona
Espanya

電話 : +34 933 161 000
ファクシミリ : +34 933 161 020
agenda21cultura@bcn.cat

www.agenda21culture.net



Ajuntament de Barcelona
Institut de Cultura



United Cities and Local Governments
Cités et Gouvernements Locaux Unis
Ciudades y Gobiernos Locales Unidos